

平成30年8月24日（金）13時00分～

交通政策審議会海事分科会第104回船員部会

【長岡労働環境技術活用推進官】 それでは、定刻より少し早いところではございますけれども、皆様おそろいでございますので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第104回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の長岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員19名中13名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

議事に入る前に、事務局を務めさせていただいている海事局に人事異動がございましたので、ご紹介をさせていただきます。海谷大臣官房審議官でございます。

【海谷審議官】 このたび、大臣官房審議官になりました海谷でございます。よろしく申し上げます。

【長岡労働環境技術活用推進官】 三輪田船員政策課長でございます。

【三輪田船員政策課長】 三輪田でございます。よろしく申し上げます。

【長岡労働環境技術活用推進官】 船員政策課土居課長補佐でございます。

【土居船員政策課課長補佐】 土居と申します。よろしく申し上げます。

【長岡労働環境技術活用推進官】 以上で紹介を終わらせていただきます。

次に配布資料の確認をさせていただきます。お手元の資料、議事次第、配布資料一覧、その次からが議題の資料となります。資料の番号は、縦置き資料の右上に、横置き資料は横置きに見て右上に記載してございます。

資料1としまして、諮問文「諮問第313号船員派遣事業の許可について」が2枚、その参考資料として資料1-2が2枚、こちらは委員限りとなります。資料2としまして、諮問文「諮問第314号無料の船員職業紹介事業の許可について」が2枚、その参考資料として資料2-2が2枚、こちらは委員限りとなります。

その他、議題外の資料といたしまして、IMOの第5回HTWの結果報告に関する国交省プレス資料をお付けさせていただいております。こちらが2枚ものとなっております。

資料は以上でございます。行き届いておりますでしょうか。

以上で資料の確認を終わらせていただきます。

それでは議事に入りたいと思います。野川部会長、司会進行をお願いいたします。

【野川部会長】 それでは早速、議事を進めてまいります。

議題1の船員派遣事業の許可についてでございますが、本件につきましては、個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより当事者等の利益を害するおそれがありますので、船員部会運営規則第11条ただし書の規定によりまして、審議を非公開とさせていただきます。

マスコミ関係の方をはじめ、関係者以外の方はご退席をお願いいたします。

(非公開・関係者以外退席)

【野川部会長】 本日意見を求められました諮問につきましては、別紙に掲げるものに対する船員派遣事業について許可することが適当であるという結論とすることとし、海事分科会長にご報告したいと存じますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 どうもありがとうございました。

それでは次に議題の2、無料の船員職業紹介事業の許可について、これも事務局からご説明をお願いいたします。

(非公開・関係者以外退席)

【野川部会長】 本日意見を求められましたこの諮問につきましては、別紙に掲げる者に対する無料の船員職業紹介事業の許可について、許可することが適当であるという結論とすることとしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。

これで本日の予定された議事は全て終了いたしました。ほかに何かございますか。

はい、伊崎調整官。

【伊崎国際業務調整官】 国際業務調整官の伊崎でございます。お手元の資料、IMO

第5回HTW小委員会の結果報告、先月のプレスリリース資料を添付してございます。簡単に会議の報告をさせていただきたいと思います。

1カ月前になりますけれども、7月16日の週ですけれど、ロンドンでIMOの小委員会が開催されました。

大きく議題として3点、そこに掲げてございます。STCW-F条約の包括的見直しの件、疲労に関するガイドラインの件、それからモデルコースの件、この3点について簡単にご説明したいと思います。

めくっていただいて、別紙をごらんください。まず1つ目、STCW-F条約の包括的な見直し、これにつきましては、日本の関係水産業界からも、このF条約に加盟をする方向で検討してほしいと、こういった業界要望も寄せられたことから、2015年に日本が発案としてこのF条約の改正を新しい議題として提案し、承認されたということです。

この背景としましては、このSTCW-F条約は1995年にできたんですけれども、ほぼ20年の間全く改正がされてこなかったという中で、今、仮に日本が批准をしようとした場合に、今の日本の海技免許制度、職員法制度、それから学校のいろいろなカリキュラム、こういったことを鑑みて、いろいろ支障があると。今では少し古くなってしまったような条約の要件がまだ残っているということで、そういった支障を取り除くために条約の改正というものが必要であると、このように考えたものでございます。

実質的な議論は前回HTW4から始まって、今回2回目ということになります。今回の議題の主なところですが、漁業練習船というものについて、日本の提案と、新たに提案を出しまして、それを議論して、おおむねそれが認められる方向ということでございます。

簡単に説明しますと、STCW条約、ご承知の方もいらっしゃると思いますが、船員、特に航海士、機関士の要件を定める中で、必要な知識項目、学校での座学に加えて、必要な乗船履歴が必要ということになっております。

STCW条約は、当初1978年にできた時は、この乗船履歴については36月が必要であるということで始まりましたが、その後の95年の改正によって、36月、普通に乗船、船員としての経験を積むか、または所要の要件を満たした練習船で集中的に乗船の訓練を行った場合、具体的によると、資格を持った指導者による指導、それからその訓練の内容についても、訓練記録簿によって、効果的に学習すると、こういうことを条件に、36月ではなく12月でいいと、こういった履歴の短縮がSTCW条約では入ってお

ります。

一方で、STCW-F条約のほうは、履歴は24月必要ということですが、それも練習船による短縮版という規定がない。こういう中で、今の我が国の、例えば水産高校、またはその職員法の立てつけの中から、そういった短縮のルールがないと難しいということで、漁業練習船による履歴の短縮を提案したものでございます。

これは前回も提案したんですけれど、なかなか、韓国、日本以外では、商船学校でも日本のような練習専用船というものを持ってやっていると、教育をしているというところは少なく、まして水産高校ではほぼないという中で、漁業練習船というのは一体どういうものなんだということがなかなか理解が得られなかったものですから、今回新たに、日本の練習船制度というものを説明して、条約上、このような要件を満たす場合にのみ、履歴の短縮が認められると、このような提案をして、それがおおむね、暫定的ですけれども、合意をされたということでございます。

STCW-F条約の議論はまだ道半ばということで、事務局も、あと2年くらいはかかるのかなということでございます。そういう中で一步一步、日本の考え方を説明していくと、このような流れになっております。

2点目、疲労に関するガイドラインの見直しでございます。これも2014年からIMOで議論が始まりまして、HTW3から具体的な議論が始まったと。

これは疲労に関するガイダンスというのがあるんですけれども、これも古くなったということでアップデートしたい、それから最近特に、運用モードに関する疲労の管理というのが、例えば航空分野などを中心に最新のいろいろな手法などが導入されたと、それを参考しにしたらどうかと、こういうことがもとになっております。

今年で3回目になったところですが、今回の特記すべき事項としましては、これまでオーストラリアが議論をリードしてきたんですけれども、ややもすれば若干アカデミックな内容となって、非常に使いづらいようになって、議論が膠着していたと。

こういう中でアメリカから新たな提案文書が出まして、アメリカはこの過去2年間の議論を踏まえというか、反省をして、この新しいガイドラインというのは実用的なものであって、しかも簡単に現場で使えると、このようなものにすべきだということで、新たな内容の提案をしてきたというものでございます。

各国も、そのアメリカの考え方に基本的に賛成をする中で、今回アメリカの提案文書をベースとして議論がなされ、最終的にガイドラインの案が最終化されたということでござ

います。今年の年末のMSC100において議論されるという流れになっております。

3点目、モデルコースの検証。モデルコースというのはSTCW条約などで求められるいろいろな教育訓練のカリキュラムについて、条約ではこういった知識要件が必要だということで、必要最小限の事項しか書かれてないわけですがけれども、それを実際に各学校でどのようなシラバスに落とし込むのか、どのようなカリキュラムとしてやればいいのかと、こういったことがなかなか途上国などでは学校自らが自分で立案するのが難しいと。そういうことも念頭に置いて、一つのモデルとして、こういったものを参考にすればこれは条約の要件を満たしているよと、こういったものをIMOとしても用意をしておく、ということでございます。

条約案改正がされたりとか、また新しい要件が追加されたときに、今こういったモデルコースについても新規でつくったりと、または古くなったモデルコースについても随時リバイズをしているということでございます。

今年は特に特記すべきとしては、STCW条約の第Vの2章、旅客船の乗組員に対する訓練がこの7月1日に改正が発効して、その中で新しい考え方として、例えば群衆管理、または危機管理、その旅客船で何か非常事態に陥ったときに、旅客がパニックにならないようは旅客誘導をするにはどうすればいいのか、こういったことを訓練するためのモデルコースが幾つかできました。そこに関連する条約、改正が書いてありますけれども、Vの2の改正関係ということで、幾つかのモデルコースができております。

日本においても、このVの2の旅客船の訓練に従った訓練を、例えば、旅客船の事業者自らが行おうとする場合には、こういったモデルコースも参照していただくことができるということで考えております。以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。ただいまのご説明について何かご質問等ございましたらお願いいたします。

立川委員。

【立川臨時委員】 確認ですけれども、今の説明の中でSTCW-F条約の包括的な見直しも含めて報告をされました。その件ですけれども、STCW-F条約の国内法制化検討会が開催され、この中での検討を踏まえて、IMOの審議に諮られているという理解でいるんですが、そういうことでよろしいですか。

【伊崎国際業務調整官】 おっしゃるとおりでございます。海事局の海技課が事務局となりまして、STCW-F条約国内法制化検討会というものを開催しております。このH

HTW5に先立ちまして、先月の7月5日に直近で開催をしております、組合からも水産局、国際局、国内局、政策局、4名の委員が委員として出席いただいております。

【立川臨時委員】 確かにそのとおりでございます。ところが、その委員の方々への説明は済んでおられるんですか。

【伊崎国際業務調整官】 説明と申しますと。

【立川臨時委員】 結論というか、IMOの報告はされているんですか。

【伊崎国際業務調整官】 これは次回の国内法制化検討会につきましては、この今回のHTW5の結果も踏まえて今後どのように次に向けて検討をするか、事務局で準備をしているところでございまして、しかるべき時期に開催予定と聞いております。

【立川臨時委員】 しかるべき時期にという話ですけれども、ここは船員部会ですよ。公の場ですよ。そこで結論というか、プレスリリースを含めて、今、報告がされたわけですよ。国内法制化検討会の位置づけといいますか、委員への説明がないままに、公の場でこの報告が出てきているわけです。これはどういう考え方でしょうか。本来であれば、検討会の委員のメンバーに事前にプレスリリースの前になるか後になるかわかりませんが、こういう公的な場の前にしっかり説明しておくのが本来の流れではないかと思うんですが、そのあたりの考え方はいかがでしょうか。

【伊崎国際業務調整官】 IMOの会議、IMOに限らずですけれども、国際会議の結果報告につきましては、速やかに国土交通省としても公表するということが、基本的には会議が終わった翌週の月曜日ぐらいに出しているというのが通例でございます。また国内法制化検討会の開催につきましては、事務局の海技課につなげまして、ご意見を踏まえまして早期に開催の方向で、また関係者の皆様に調整させていただきたいと思っております。

【立川臨時委員】 やることが後追いですよね。

【伊崎国際業務調整官】 それは、速やかに公表することのほうが優先だと考えております。

【立川臨時委員】 委員会の位置づけというのを軽視しているんじゃないんですかと。

【伊崎国際業務調整官】 特にそういうことではございません。さらに言うならば、IMOにつきましては、今回のHTWは組合さんからも出席いただいております。

【立川臨時委員】 いや、出席しているからいいんですか。

【伊崎国際業務調整官】 それで、その中で結果については共有させていただいておりますので、そういったことでございます。

【立川臨時委員】 ですから言っているんです。共有していくという面でここで話されるのはいいですけど、組合からも委員が4人出ています。その委員に何ら報告もないわけですよ。その中でこういう場においてまた報告がされるというのは、どういう位置づけをもってその検討会を運営しているんですか、どう委員の方々への対応を図るんですかという問題提起をしているんです。

【伊崎国際業務調整官】 HTW検討会につきましては事務局とも相談してまいりたいと思います。

【立川臨時委員】 相談しておしまいですか。

【野川部会長】 今立川委員がおっしゃっているのは、この結果が出て、今日の船員部会までの間に国内法制化検討会を早く開くべきだったというのではなくて、直接に労働側の委員に対して説明に来てほしかったということですよ。

つまり、検討会を開く時期というのはいろいろな事情から決まるので、それはどちら側の一存ということによっては決まりませんが、具体的に中身の説明について、もう少し早く、この場で行われるよりも早い段階で行うべきだったということかと理解しますが、よろしいですか。

【立川臨時委員】 はい、それも含めまして、できれば会議に臨む前に、方向性を出しているわけですから、委員会を事前に開く予定があってもよかったのではないかとということも含めて、意見を言わせていただきたいと思います。

船員部会の話の前に、本来であれば各委員に対して、労働側も使用者側も入っているわけですし、公の方も入っているんですけども、そういう意味では、そういう方々に説明ないし報告というのを事前にすべきではなかったんですかということですよ。

【伊崎国際業務調整官】 ご意見は承りました。HTCW-F検討会は委員が約30名と多岐にわたっておりますので、皆様に公平な扱いができるように検討したいと思います。

【野川部会長】 またいろいろご要望もあるかと思いますが、これはSTCWの条約の問題でございますので、立ち入った中身の進め方であるとか、手続上の齟齬があったかないかとか、あるいは信頼関係の構築等、いろいろと課題はあるかとは思っていますので、それはまた、もし問題があれば、詳しく提出をしていただいて、検討できる場で検討したいと思います。

今の議論はこのまま進めていっても仕方がないと思いますので、このくらいでよろしいでしょうか。

【立川臨時委員】 最後に一言だけよろしいですか。今、部会長から話がありましたけれども、そごがあったかなかったかも我々わからないんですよ。その論議には入っておりませんので。

入っている方々に報告をするのが筋でしょうと、早期にですね。そういうことを考えて運営していただきたいということです。よろしくお願いします。

【野川部会長】 ありがとうございます。それでは、ほかにございますか。

はい、平岡委員。

【平岡臨時委員】 この船員部会場で質問、それと要望はさせていただいているんですけども、最終的に雇用問題に直結するという観点から、本四架橋と競合する航路の存続ということで、お伺いしたいと思います。

本四架橋と競合を強いられている宇野高松航路ですけれども、これにつきましては、るる説明はしておりますけれども、道路延長政策により架橋通行料金の大幅な値下げによって厳しい状況にあるという観点から、国も入った中で、関係地方自治体、その辺のところ、宇野高松間地域交通協議会が設置されました。その論議を踏まえ、2015年の10月に関係地方自治体2県2市が一定の支援を行うということを決定しました。

しかし、それでも厳しい状況にあることから、航路事業者は2017年に、航路を存続するために、減船減便という措置をとらざるを得ない状況になりました。関係地方自治体による支援もそれに合わせて減額されているのが現状です。

ここからですけれども、この協議会の中に、国も積極的に関与して、航路への支援をどうするかということでもずっと協議してきたわけですが、具体的に国からのアプローチ、支援、そのあたりのところが全く見えてこないというのが現状でございます。

それに合わせて、関係地方自治体もこのままではということで、同航路の存続ということで、国への要請などを行っているわけですが、それに対する国からの具体的な支援策などが全く見えてこないというような状況です。この状況が続いていけば、おそらくこの航路は廃止に追い込まれる可能性が高いのではないかと思います。

国も、この宇野高松航路は必要不可欠であるということを言っているわけですので、この辺については国として積極的にもう少し、関係地方自治体とも共有しながら支援策を出してほしいと思っていますので、国の積極的な関与をよろしくお願いいたします。

【野川部会長】 ご要望ということで伺いましたが、事務局から何かありますか、レスポンスが。

はい、お願いします。

【三輪田船員政策課長】 本日大変申しわけございませんが、本件の担当がこの場にご
ざいませので、次回整理をいたしましてご報告させていただければと思います。よろし
くお願いいたします。

【野川部会長】 それではよろしくお願いいたします。

それではほかにかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、特にないようでしたら、事務局にお返しいたします。

【長岡労働環境技術活用推進官】 次回の船員部会の開催日程につきましては、部会長
にお諮りした上で改めてご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第104回船
員部会を閉会いたします。

本日はお忙しいところ、またお暑いところ、委員及び臨時委員の皆様にはご出席を賜り
ありがとうございました。

— 了 —